

③の個人再生とは、①と②の間にあたる手続で、元金等の一部を払って、それ以外を免除してもらう裁判上の手続です。

ややこしいので、例外を除いた最も多いケースに絞って話をすると、

(ア) 元金・利息・損害金の5分の1(①と同様に正しい利息で再計算します)

(イ) 100万円

(ウ) あなたの持っている財産を金銭に換算した金額

のうち、最も高い金額をこれも3年(ないし5年)で返済することになります。

例えば、債務が300万円(元金+利息+損害金)で、めぼしい財産が全くない人は、 $300万円 \div 5 = 60万円 < 100万円$ で(イ)の100万円が返済金額となり、原則36か月(=3年)で1か月当たり3万円弱の返済となります。この場合も①と同様に返済中の利息は免除となります。

ただし、最低でも100万円は必ず返済しなければならないので、毎月3万円弱が出せない人は、この手続をとることはできません。申立をしても、裁判所で門前払いされます。

特に、(a)住宅ローンを抱えた人が、その住宅ローンの支払は継続したまま、この手続をすることができるので、住宅ローン以外の債務負担を減らして住宅ローンの返済を可能にする=家を守れるなどの利点があります。この住宅ローンは減額の対象にはなりません。

その他にも、(b)浪費やギャンブルなどで作った債務のため、破産をしても免責されない人が、この手続をして一部の債務は支払うことで、残額の支払を免れる、(c)破産をすると法律上の制限により、一定の職業(弁護士、司法書士、税理士、警備員など)に就けなくなりますが、この再生手続にはその制限がないので、仕事を続けられるなどの利点があります。

手続が非常に面倒なので、これら(a)ないし(c)の理由がある人がこの手続を選択するケースがほとんどで、そうでなければ②の破産を選択するケースが多いようです。

一応、この手続は債権者の多数決という要件もあるにはあって、反対多数で否決という可能性もあるのですが、現実には否決してしまうと破産になり、債権者は一銭ももらえなくなってしまうので、一部でも返してもらえる再生で我慢する=ほとんど賛成になっています。

また、「破産状態ではない=充分払っていけるのに、破産したい」とか、「返済不可能なのに、破産はしたくないから任意整理をしたい=債権者と話を付けて欲しい」というご依頼には答えられません。

当職には不可能を可能にする力はありません。他の同業者も同じです。債務過多で困っている人、そういう人に対して法律で再建をする方法があるのに、法律の素人がよくわからないために、その方法がわからない。その手助けをするのが当職の役目です。

以上の各手続のメリット・デメリットを良く考えた上で、あなたにとっての最良の方法を選択してください。最終的にはあなたの自己責任です。

以上